



























# 新型コロナウイルスの影響に係る支援補助・給付支援金<市・町 早見表(中小企業等向け)>

所掌	事業の名称 <span style="color: green;">補</span> 補助金・助成金 <span style="color: red;">給</span> 給付金 <span style="background-color: yellow;">New</span> 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R2年			募集期間(→)					R3年			給付・補助金額等	問合せ先				
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月	2月	3月
世羅町	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">感染拡大防止協力支援金</a>	広島県の緊急事態措置期間中(4月22日～5月6日)の休業要請に協力された事業者に、支援金を交付します。	広島県の感染拡大防止協力支援金の受給対象となった事業者に加え、休業要請期間の相当する期間において、休業の協力を行った事業者	(1) 広島県の支援金を受給した事業所(措置期間全てで休業等を実施) (2) 全ての措置期間ではなく、2/3以上休業した事業所														● R2.5/13 ~ 7/31	<b>【申請受付終了】</b>	(1) 10万円 (2) 20万円	世羅町商工会 TEL:0847-22-0529
	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">世羅町持続化給付金</a>	国の「持続化給付金」の要件に該当されない事業者(感染症拡大により前年同月対比減少率(25%超50%未満)となっている事業者)に助成金を給付	右標記対象分野に当てはまる、世羅町に事業所を有する事業者	①新型コロナウイルス感染症の影響により、1ヶ月の売上が前年対比25%超50%未満減少している事業者 ②2019年以前から事業による収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 ③法人の場合は、資本金の額が10億円未満または常時使用する従業員数が2千人未満													● R2.5/12 ~ R3.1/15		・上限:20万円 ※昨年1年間の売上から減少分が上限	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL:0847-22-0529	
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">緊急対策経営改善資金利子補給補助事業</a>	小規模事業者経営改善資金(マル経)(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の特例措置分)の活用者を対象に利子補給を行います。	商工会の経営指導を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している小規模事業者	《融資限度》1,000万円(一般分の融資枠2,000万円とは別枠) 《資金使途》運転資金、設備資金 《返済期間》運転資金7年以内、設備資金10年以内 《保証人等》担保・保証人不要																《金利》1.21%(令和2年5月1日時点)より、当初3年間は0.9%引き下げ ⇒金利部分について、当初3年間は0.31%、4年目以降は1%、町より利子補給します。	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL:0847-22-0529
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">感染症対策設備導入支援事業補助金</a>	新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じたうえで事業を継続する事業者の方に対して、感染症対策のために行った設備導入に係る費用の一部を補助。	令和2年4月18日以前から事業を営んでいる。納税地が世羅町である個人・法人で世羅町商工会の会員	・補助対象経費 新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要となる設備の導入に係る経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。 ・対象期間 令和2年4月1日以降12月31日までに支出した経費														● R2.9/1 ~ R3.1/15		・補助率:3/4以内 ・補助限度額:20万円(下限3万円)	世羅町商工会本所又は世羅西支所 TEL:0847-22-0529
神石高原町	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">小規模事業者 継続支援給付金</a>	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を継続して受けている小規模事業者に対して、継続的な支援として、最大で法人50万円、個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者。 ※「緊急支給給付金」を受給された方も対象 ※町内の個人事業者の方で、事業事態が町外にある場合も対象	■次の産業分類に該当する者 林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの他、影響を受けている場合、幅広く対象とするよう対応します													● R2.6/12 ~ 10/30	<b>【申請受付終了】</b>	最大 法人(従業員20人以下):50万円 個人事業者: 20万円 ※ 令和2年6月から9月のいずれか1月の減少分が上限(千円未満切り捨て) ※ 申請は1事業者につき、1回のみとなります。	神石高原町 政策企画課プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351	
	<span style="color: green;">補</span> <a href="#">雇用維持助成金</a>	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、労働者の雇用の維持を目的として、最大で300万円を助成します。	従業員数21人以上の法人 ※町外に本社があり、町内に事業所を置く場合も対象となります	1.新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している事業者 2.雇用の維持に努めている事業者 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、労働者の雇用を維持するために、国の雇用調整助成金の支給申請を行っている、又は申請を行う予定の事業者													● R2.6/12 ~ 10/30	<b>【申請受付終了】</b>	・従業員数 × 5万円 ・上限 150万円×2回	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351	
	<span style="color: red;">給</span> <a href="#">小規模事業者 緊急支援給付金</a>	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の小規模事業者に対して、緊急的な支援として、最大で法人50万円、個人事業者20万円の給付金を支給します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月比30%以上減少している者	■次の産業分類に該当する者 林業、建設業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などの他、影響を受けている場合、幅広く対象とするよう対応します														● R2.4/28 ~ 6/30	<b>【申請受付終了】</b>	最大 法人(従業員20人以下):50万円 個人事業者: 20万円	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351
	<span style="color: red;">給</span> <span style="background-color: yellow;">New</span> <a href="#">中小企業雇用継続支援金</a>	神石高原町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、労働者の雇用の維持を目的として、最大で200万円を助成します。	従業員を雇用し、令和2年9月時点で雇用保険に加入している事業者 ・町外に本社があり、町内に事業所を置く場合も対象となります。 ・この場合は、町内事業所の従業員が対象となります。	○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月～9月の累計事業収入が20%以上減少し、かつ令和2年10月～1月の期間内の単月事業収入が前年同月比30%以上減少している事業者 ・令和2年4月～9月の累計事業収入の減収割合が前年同期間と比べ20%以上であること ・計算方法1(B-A)÷B×100【(A)=4～9月累計事業収入、(B)=前年同期間累計事業収入】 (計算方法1が20%以上減少している場合、計算方法2へ) ・令和2年10月～令和3年1月の期間の内、申請する1ヶ月の事業収入が前年同月比30%以上であること ・計算方法2(D-C)÷D×100【(C)=10～1月の期間中の申請月事業収入、(D)=前年同月収入】 ○雇用の維持に努めている事業者 ・雇用保険加入状況により従業員数を算定します。(最大20人まで) ・令和2年9月時点で雇用保険に加入しており、申請月においても雇用が継続されているものが対象となります。														● R2.11/4 ~ R3.2/26		助成額:従業員数×10万円(上限、200万円) ・従業員数は、雇用保険被保険者数により算定します。 ・対象となる期間は、令和2年10月～令和3年1月で、要件を満たせば申請が可能です。 ・課税対象の収入となります。	神石高原町 政策企画課 プロジェクト推進係 TEL:0847-89-3351

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。